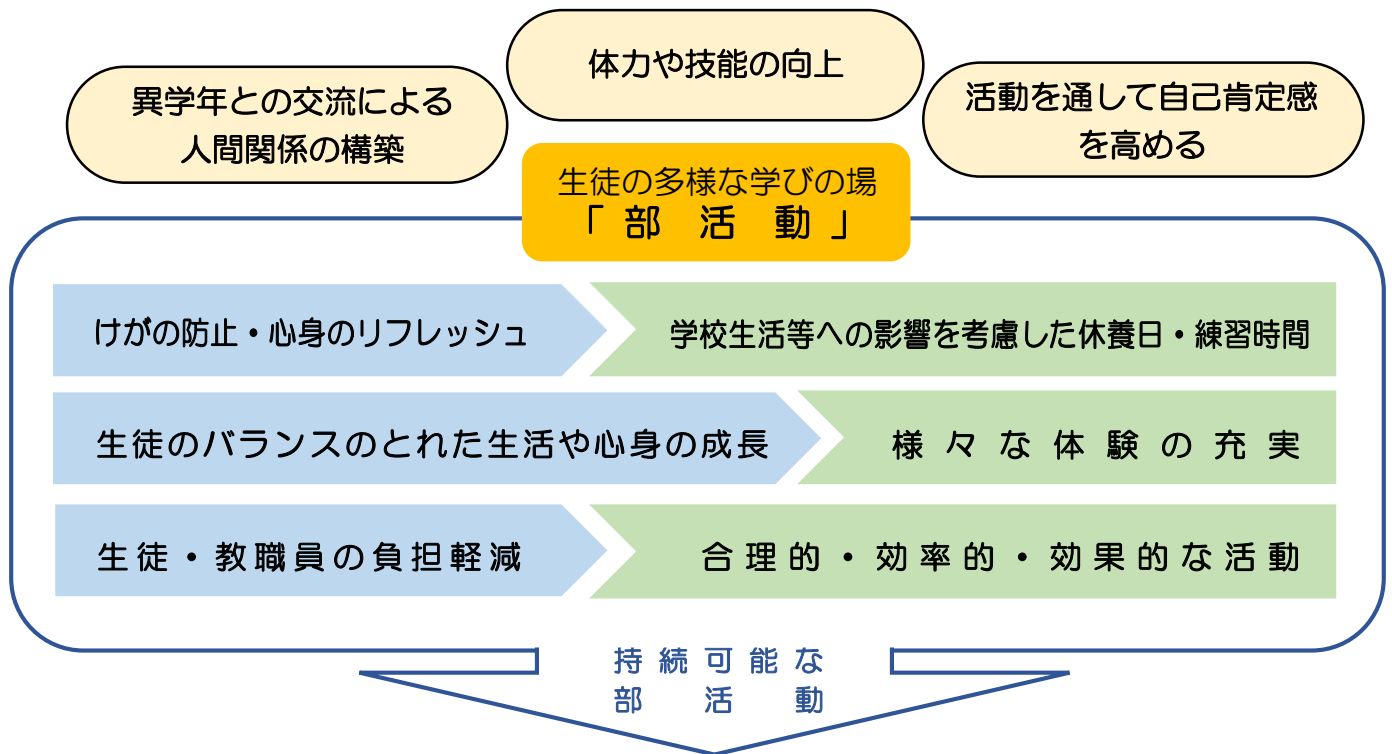


喜茂別町立学校に係る部活動の方針



- スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- 北海道教育委員会「北海道の部活動の在り方に関する方針」

市 町 村 の
方 針 策 定

喜茂別町立学校に係る部活動の方針

1 適切な運営のための体制整備

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○学校の部活動に係る活動方針を策定○活動方針の公表○部活動ごとに複数顧問の配置 | <ul style="list-style-type: none">○年間及び毎月の活動計画を作成○活動日時・休養日等の実績の作成○情報提供による保護者の理解促進 |
|---|---|

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○スポーツ医・科学の見地からの適切な休養 | <ul style="list-style-type: none">○生徒との十分なコミュニケーション |
| <ul style="list-style-type: none">○心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶 | |

3 適切な休養日等の設定

- 学期中は週当たり2日以上(平日1日・土日1日)を設定
- 長期休業中の休養日を日曜及び学校閉庁日に設定
- 1日の活動時間は、平日2時間(喜中祭以降は1時間)、学校の休業日は半日程度
- 休養日に大会等がある場合は他の日に振替
- 北海道の地域特性から積雪で活動が制限される部活動や冬季に行われる部活動は、上記の基準を原則としながら、一定の制限の下、特例的な取扱いが可能
- 特例的扱いの場合の休養日と活動時間
 - ・休養日の年間累計 104 日以上
 - ・活動時間の年間累計 600 時間以内

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成
 - 生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置
 - 生徒や保護者の理解の下、長期的視点による部活動の設置及び統廃合
 - 生徒と部活動顧問の負担を考慮した、合同部活動の実施の可否、合同練習の実施回数の判断
- (2) 地域との連携等
 - 地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力による、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ環境の整備

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査

6 部活動の指導の充実に向けて

- 効果的で成果を上げている事例等の活用・実践による部活動の充実
- 女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上での女子への指導
- 部活動顧問に対する指導の徹底
 - ・顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを前提とした活動
 - ・体罰や生徒の人間性を損ねるような発言や行為の禁止
 - ・部活動内における暴力行為やいじめ等の防止
 - ・適切な集団づくりへの配慮
- 学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりの推進
- 障害のある生徒の大会参加への配慮及び障がいのある生徒と障がいがない生徒の交流の場の設定